

会長及び顧問の選任について

現会長及び現顧問の任期（令和 5 年 6 月～令和 7 年 6 月）満了に伴い、名桜大学後援会則第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに第 10 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次期会長及び顧問の選出について意見を求めます。

名桜大学後援会会則（抄）

（会員）

第 4 条 後援会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 名桜大学学生の保護者等
- (2) 特別会員 名桜大学教職員
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同する者

（役員任期）

第 7 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員選出）

第 8 条 会長は、総会において会員の中から選任する。

- 2 理事は会員の中から会長が委嘱する。但し、理事の過半数は正会員をもって充てる。
- 3 副会長は理事の中から会長が委嘱する。
- 4 顧問は、学長をもって充てる。
- 5 監事は、会長が委嘱する。
- 6 事務局長は、大学事務局長をもって充てる。

（総会）

第 10 条 総会は、毎年度 1 回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 会長及び顧問の選任に関すること
- (4) 会則の改廃に関すること
- (5) その他、理事会が特に必要と認めること

- 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。